

ふくい採用力向上支援事業における採用力強化支援企業 募集要領(追加募集)

1 募集内容

本事業は、人材採用にかかる課題を抱えている県内中小企業に対し、人事・採用の専門家派遣により企業の採用活動全般にわたる伴走型支援を行うとともに、採用力強化に関する独自の取組みを支援することにより、企業の採用力強化を図るものです。

つきましては、人事・採用の専門家派遣による伴走型支援および採用力強化に関する独自の取組みへの補助を希望する企業を下記のとおり募集します。

<支援内容>

(1)人事・採用の専門家派遣による伴走型支援について

①コンサルティング実施概要

- ・期間：令和8年11月～令和9年1月の間
- ・支援方法：訪問またはオンライン

②支援内容…採用力強化を目的とする2回のコンサルティング

③人事・採用の専門家

株式会社akeru：福井市中央3丁目5-12 1F

- ・代表取締役 大連達揮 氏
- ・取締役 長谷川航平 氏

※このうち1名と、サポートスタッフが訪問予定

(2)ふくい採用力強化補助金

①補助対象経費

- ・採用力強化に関する独自の取組みに要する経費(以下、例)

ア 採用にかかる媒体の製作費等

(パンフレット、チラシ、プレゼン資料等作成、
採用に関するホームページ、SNS、PR動画等の制作・改修)

イ 企業説明会(ウェブ活用型も含む)等の実施に係る経費

(参加費、会場使用料、ブース装飾品の作製費、システム利用に係る基本契約料、管理料等)

ウ オンライン採用に係る経費

エ 採用担当者等が受講する採用力強化に資する研修に要する経費

オ インターンシップ等の採用企画の設計・開催等にかかる経費

※対象経費については、自社内で初めて行う取組みであり、採択後の補助金申請時点において、参加申込や支払等の着手を行っておらず、成果物の完成および支払が令和8年度内に完了するものに限り。

※消費税および地方消費税額は含みません。

②補助率等

- ・補助率 1/3
- ・補助限度額 60万円/社

2 採用力強化支援企業の要件

次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 福井県内に本社機能を有する事業者であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定される中小企業者もしくは小規模企業者、従業員数等を考慮し、中小企業者もしくは小規模企業者に準ずると認められるその他の事業者または、知事が特別の事情を認める事業者であること。
- (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行い、登録企業リストに掲載されていること。
 - ・福井県労働政策課の募集する「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を含む取組みの宣言の登録を行っていること。
 - ・福井県女性活躍課が募集する「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。もしくは、「ふくい女性活躍推進企業」の登録申請中であり、かつ、実績報告時まで「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下である法人でないこと。
- (5) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (8) 労働関係法規等の法令に違反していないこと。
- (9) 国または地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他の不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、または受けようとする事)をした事業主でないこと。
- (10) ふくい採用力強化補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給しておらず、かつ受給する見込みがないこと。

3 個別支援企業数

5社程度

4 提出書類および提出方法

(1) 提出書類

以下の①～⑤について、提出してください。

なお、必要に応じ、補足説明資料を提出いただくことも可能です。

- ① ふくい採用力向上支援事業採用力強化支援企業申込書(様式第7号)
- ② 申込者概要(様式第7号の別紙1)(法人等の概要がわかるパンフレット等を添付)
- ③ 事業実施計画書(様式第7号の別紙2)
- ④ 企業情報の提供等に関する同意書(様式第7号の別紙3)
- ⑤ 誓約書(様式第7号の別紙4)

(2) 提出方法

メールにて提出

所定の様式(県ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、添付書類とともに、下記の提出先にメールにてご提出ください。

なお、送信後は必ずお電話にてメール受信確認のご連絡をお願いします。

(3)提出(受付)期間

令和8年10月27日(火)～令和8年11月13日(金)17時

(4)提出先および問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁4階

福井県産業労働部労働政策課産業人材室

TEL:0776-20-0390

Email:rousei@pref.fukui.lg.jp

※メール送付後は受信確認のため、必ずお電話にて一報をお願いします。

5 採用力強化支援企業の決定

(1)下記の内容を総合的に考慮し、採用力強化支援企業を決定します。

ア 個別支援の実施にあたり、経営者の関与等も含めた必要な体制が整えられているか。

イ 自社の採用課題に対する分析、目標設定が適切になされているか。

ウ 業種・地域等のバランス

エ 雇用予定(新卒・中途人材)の有無

(2)選考結果は、令和8年11月中旬以降に、県からメールで通知します。

6 留意事項

・採用力強化支援企業として選定後、上記「2 採用力強化支援企業の要件」に該当しないことが判明した場合は、伴走型支援および補助を取り止めることもあります。

・申込後、別途、県からお問合せを行う可能性があります。

・事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。